

審査基準

○ 運転免許取得者等教育の認定(第 108 条の 32 の 2 第 1 項)

令和 4 年 9 月 26 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 108 条の 32 の 2 第 1 項
処分の概要	運転免許取得者等教育の認定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 1 条(課程の区分)、 第 2 条(運転免許取得者等教育指導員)、第 3 条(設備)、第 4 条(課程 の基準)及び第 5 条(認定の申請)
審査基準	運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙 1 及び別紙 2 のとおり
標準処理期間	14 日(行政庁の休日含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係、高齢者講習係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係、高齢者講習係